

生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくり

希望郷いわて国体・大会のレガシーを継承し、生涯にわたるスポーツ・文化芸術に親しむ基盤づくりを目指して

保護者、地域、関係団体等との連携

外部指導者等

協力

部活動 生徒の多様な学びの場

- ・部活動の教育的意義を認識
- ・成長期にある生徒が、運動、食事及び休養等のバランスのとれた生活を送ることができるよう配慮
- ・今後の生徒数の減少等を考慮した、持続可能な部活動の在り方を検討

部活動を補完する活動

部活動に引き続き同じメンバーにより行われる活動
(父母会・スポーツ少年団等)

- ・部活動を支援
- ・効率的・効果的な指導
- ・生徒の健康面に配慮した休養日や活動時間の設定

部活動指導員

学校教育法施行規則に基づき、校長の監督を受け、部活動に係る技術的な指導に従事する学校の職員。(部活動指導員に協力する外部指導者等とは異なる。)

職務は、実技指導、大会・練習試合の引率等を行い、校長は顧問を命じることができる。

学校教育について理解し、適切な指導を行うために、任用前及び任用後の定期において研修を受ける。

配慮

徹底

- ・適切な休養日、活動時間等の設定
- ・スポーツ障害、外傷の予防
- ・体罰、ハラスメントの根絶

推進

- ・生徒の自主的、自発的な活動
- ・合理的かつ効率的・効果的な活動
- ・コミュニケーションの充実

学校の部活動に係る活動方針

設置する学校に係る部活動の方針

学校の主な取組

- 部活動の方針の策定等
 - ・設置者の方針に則り、学校の方針を作成・公表
 - ・休養日及び活動時間等の基準を明記
- 指導・運営に係る体制の構築
 - ・地域や学校の実情に応じた適正な数の部を設置
 - ・校務全体の効率的・効果的な実施及び教職員の校務分掌等を勘案し、部活動顧問を決定
 - ・各部における毎月の活動計画・活動実績等により、活動内容を把握し、教職員の負担が過度とならないよう指導及び是正
 - ・部活動の活動方針等について、教職員、部活動指導員、保護者、外部指導者等が共通理解を図る機会を設定
 - ・部活動を補完する活動(父母会・スポーツ少年団等)が行われる場合は、活動状況の把握及び主催者との連携
- 適切な指導の実施
 - ・発達の個人差、女子の成長期の状況等、スポーツ医・科学の見地を取り入れたトレーニングの導入、適切な休養日及び活動時間の設定
- 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
 - ・学校外のスポーツ活動や文化的活動等に取り組む生徒に配慮した対応を検討
 - ・学校の実情を踏まえ、関係者との連携を図りながら、学校と地域が協働・融合した形での環境整備を推進

岩手県における部活動の在り方に関する方針 H30.6策定(R1.8改定)

- 目的・意義

部活動は学校教育の一環として教育課程との関連を図り、生徒の自主的・自発的参加によりおこなわれるもの。過度の練習が生徒の心身に負担を与えることを理解すること。
- 岩手県の部活動休養日及び活動時間の基準
 - 【中学校】
 - 週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上)の休養日を設ける。
 - 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は3時間程度とする。
 - 【高等学校】
 - 週1日以上(休養日)を徹底しながら、年間平均で週当たり2日以上(休養日)の設定に努める。
 - 1日の活動時間は、学校の特徴及び種目等を考慮し、各学校において適切に設定する。
- ・部活動を補完する活動(父母会・スポーツ少年団等)が行われる場合は、部活動と合わせて基準(休養日・活動時間)を超えない活動とする。
- ・長期休業中は、学期中に準じた扱いとする。
- ・生徒が多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ・部活動休養日に大会参加等で活動した場合は、他の日に振り替える。
- ・学校の休業日に大会参加等で、基準とする活動時間を上回った場合は、他の日の活動時間を調整する。
- ・部活動中の熱中症事故防止のために、生徒の健康管理を徹底する等適切な対応を徹底する。

市町村教委の主な取組

- 部活動の方針の策定等
 - ・国のガイドラインに則り、県の方針を参考に策定
 - ・休養日及び活動時間等の基準を明記
- 指導・運営に係る体制の構築
 - ・部活動指導員の積極的な任用及び学校への配置
 - ・部活動指導員に対する研修機会の設定
- 生徒のニーズを踏まえた環境の整備
 - ・地域の実情を踏まえた今後の部活動の在り方について検討
 - ・学校と地域が協働・融合した形での環境整備を推進

岩手県教職員 働き方改革プラン (岩手県教育委員会)

国のガイドライン

(運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン・文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン)

※下線部分は方針改定(R1.8)関連部分